

建設委員会報告資料【追加】

令和 7 年 1 1 月 1 3 日

報告事項件名

頁

- | | | | |
|-----|--------------------------|------------|---|
| (1) | 【追加】花畑二丁目生コン工場への対応状況について | ・・・・・・・・・・ | 2 |
|-----|--------------------------|------------|---|

(都市建設部)

建設委員会報告資料

令和7年11月13日

件 名	【追加】花畑二丁目生コン工場への対応状況について
所管部課名	建築室開発指導課 環境部生活環境保全課
内 容	花畑二丁目生コン工場（以下「工場」という。）の対応状況について、以下のとおり報告する。 1 是正計画等の提出について 令和7年10月末を期限として求めていた是正計画及び建築基準法第12条第5項に基づく報告書について、10月29日、次のとおり工場事業者から提出があった。 (1) 是正計画（報告書） 以下の理由により「現地での事業継続を区に要請する」との「報告書」が提出された。 ア 会社設立時から区画整理事業における原位置換地などを経て今日に至る経緯から、当地での操業を継続した事情があった。当地での操業を継続できる「既存不適格建築物」として認識し、東京都と足立区も容認していたのが実態といえる。 イ 生コンクリート供給は時間的制約があるため、移転すると立地条件が変わり事業継続ができなくなる。 ウ 原料価格の高騰等による厳しい経営環境の中、移転は不可能で事業停止に直結しかねない状況である。 エ 区の指導に従い、安全と環境に最大限の配慮を行ってきた。 (2) 建築基準法第12条第5項に基づく報告書※ ア 騒音、振動等の近隣対策を実施している。 イ 関係車両の交通安全対策として、通学時の誘導員の配置等を継続している。 ※ この条項を根拠として、区は建築物の所有者等に、建築物の状況等の報告を求めることができるとされており、区の求めに応じて提出されたもの。 2 今後の方針 (1) 提出された報告書には具体的な是正計画が示されていないことから、改めて内容を精査したうえで、建築基準法に基づく使用禁止等の措置命令を含めて、令和7年度内を目途に今後の対応を検討する。 (2) 近隣への環境対策、交通安全対策に引き続き努めるよう指導する。